

(お 知 ら せ)

建設工事等の入札契約手続に関する提出書類における押印の見直しについて

行政手続きにおける負担軽減・利便性の向上を目的として、契約書等の一部を除き提出書類については下記のとおり押印を省略できることとします。

記

1 対象手続

事業者等に求めている手続きのうち、以下のものについては責任者及び担当者の氏名・連絡先を明記させることで押印を省略できることとします。

※押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することは可能です。

- ・ 契約保証金還付請求書
- ・ 工事費内訳書
- ・ 委託費内訳書
- ・ 工程表
- ・ 下請負人通知書
- ・ 現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任通知書
- ・ 現場代理人及び主任（監理）専門技術者経歴書
- ・ 条件変更等通知書
- ・ 天災その他不可抗力による損害発生通知書
- ・ 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書
- ・ 管理技術者及び照査技術者経歴書
- ・ 現場代理人選（改）任通知書
- ・ 完成等通知書
- ・ 出来高等検査願書
- ・ 契約履行延期申請書
- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・ 競争参加申請書
- ・ 中間前金払認定申請書

- ・ 工事履行報告書（中間前金払用）
- ・ 建設業退職金共済組合証紙標準購入状況報告書 等

なお、ここでいう『責任者』とは、原則として建設工事等の営業取引上、対外的に責任あるものをいい、例として、個人事業主、法人の代表者又はいずれかの者から委任を受けた使用人等があげられます。

- 2 押印された文書が提出された場合の取扱いについて
従前のおりとする。なお、この場合、責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載は要しません。
- 3 押印省略による文書の提出方法について
押印省略に伴い、文書の提出方法について、これまで持参又は郵送に限らず電子メール等による提出も認められます。